

特殊健康診断等のデータ入力標準化および  
データ利活用ツール開発のための研究

研究責任者 大神 明 産業医科大学・産業生態科学研究所・教授

研究要旨

本研究の研究目的は、国内事業場における特殊健康診断の活用実態、特に情報入力および蓄積、保存の実態を調査し、中小企業にも提供可能な特殊健康診断統合パーソナルヘルスレコード(PHR)あるいはツールを開発し、より実効的な産業保健サービスの定着と産業保健活動の充実を図ることである。令和4年度は、I.特殊健康診断等のデータ入力標準化およびデータ利活用に関する事業場における課題に関する考察、および特殊健康診断問診票調査を交えてII.問診票標準化の試みを行った。

研究分担者

宮本 俊明 日本製鉄(株)東日本製鉄所・  
統括産業医  
上野 晋 産業医科大学・産業生態科学研  
究所 職業性中毒学・教授  
川波 祥子 産業医科大学・産業医実務研修  
センター・教授  
塩田 直樹 産業医科大学・医学部・非常  
勤助教  
安藤 肇 産業医科大学・産業生態科学研  
究所・助教  
山本 誠 産業医科大学・産業生態科学研  
究所・非常勤講師

有機溶剤の特殊健診受診者数が最も多く、578,044名であった。

中小事業場においては企業外労働衛生機関に外注し実施されることが一般的であり、企業外労働衛生機関は健診の実施とその結果の受診者および事業場への返却を行うという形態になっていると思われる。

特殊健康診断の目的は、作業及び作業環境と特殊健康診断結果との関連を検討することで、作業による健康障害を未然に防ぐことである。この「作業及び作業環境と特殊健康診断結果との関連を検討」という点で、検討する主体は産業医を含む産業保健スタッフであり、評価を行うのは医師及び産業医であることが規定されている。従って、特殊健診の判定を行う医師及び産業医のもとには、単なる採血や検査結果などの健診結果のみならず、個人の業務歴や事業場側から就業情報、作業環境測定結果などの情報が寄せられて初めて適切な評価がなされるものと思われる。

特殊健康診断の検査項目とその質についての課題は下記のようにいくつか挙げられる。

1) 検査項目の多さ：特殊健診は、労働安全衛生法第22条で定められた業務で7業務、指導勧奨による対象業務が25業務あり、特定化学物質(特化物)に関

I 特殊健康診断等のデータ入力標準化  
およびデータ利活用に関する事業場にお  
ける課題に関する考察

1) 特殊健康診断の実施についての課題  
平成21年の厚生労働省調査による特殊健康診断(以下、特殊健診)実施状況では、法定特殊健診は健診実施事業場総数が70,182事業場、健診実施者総数が1,164,832名であった。法定特殊健診では

する労働安全衛生法特化則（労働安全衛生規則）第39条において、別表に挙げられている特定化学物質は56種類あり、それぞれの物質において健診項目が存在することから、個人健康記録として入力すべきデータ数は膨大である。また、法定による健診と努力義務（指導勧奨）による健診の情報が存在しており、情報の整理が必要である。

- 2 検査項目の有効性と信頼性：法定の特殊健診項目については、その多くが、各有害要因に関する省令が制定された時期の作業環境やエビデンスが基本となっている。その後、日本の職場の環境は改善しており、当初想定された高濃度ばく露がほとんど見られなくなった有害要因も多い。（森晃爾 厚生労働科学研究費補助金「労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究」分担研究報告書「健康診断制度の現状と課題」）
- 3 検査項目の適切な解釈：有害要因に関して、物理的要因、化学的要因、生物学的要因などが混在しておりそれぞれのリスク評価が必要となる。

2) 特殊健診PHRのデジタル化はなぜ必要か？

令和4年2月に厚生労働省から出された、「新たな化学物質管理～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組み～」においては、特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換する事が挙げられている。その中で、措置義務対象の大幅拡大として、国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能とし、特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用して、一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管

理を容認する方針が出されている。また、特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定している。

このことから、特に化学物質の自主管理においては、紙ベースの記録媒体のみならず、デジタル媒体でのデータ記録の標準化がさらに求められると思われる。雇用形態も安衛法が制定された1972年当時より変化し、正規雇用は減少する一方、非正規雇用が増加し、「ジョブ型採用」や「成果主義」の導入などを背景に終身雇用制度の崩壊も指摘されている。このような状況の中で、労働者の就業期間の個人健康記録の連続性を担保する上でも紙ベースの記録媒体から、デジタル媒体でのデータ記録の標準化への転換が求められると思われる。特に特殊健診においては、化学物質や他の有害要因などの個人曝露記録としての保存が求められるため、紙ベースの記録媒体の耐用性は認めつつ、デジタル媒体でのデータ記録の標準化を基本とした長期間保存への転換が求められると思われる。この長期間保存の求めるところは、特定事業場あるいは作業場での疾病発生した場合の原因説明に向けた統計解析や、曝露と業務起因性の客観的判断を図るレトロスペクティブな検索、あるいは将来疾病発生予測のための解析資料としての活用を想定している。デジタルデータの長期保存化については、20年～40年のスパンで職場が変わっても保持可能であることが求められるが、一方で個人情報であることと同時に会社の機密情報でもある故に容易な公開は出来ず、高度なプロテクトとセキュリティが必要である事も重要な点である。

特殊健診に限らず、PHRのデジタル化のメリットとしては、①全年代的にPHRの所有者が活用可能（医療用、救急時、災害時など）②健康管理に対する行動変容効果、③作業環境改善・作業改善のための客

観的根拠となるデータベースとなる、等が挙げられる。

図 1 に、本研究で規定する特殊健診における標準個人記録票（PHR）と標準問診票の概念を示す。従来の各種特殊健康診断の紙ベースでの個人記録票では、特殊健診項目及び化学物質の種類によって、自覚症状、既往症・現症、作業条件データが問診によって記録され、画像検査やバイオリジカルモニタリング結果のデータが記録された上で、医師の診断や意見を記載する様式が基本となっていると思われる。さらに問診による作業条件のデータに加えて、作業環境測定結果の情報も、特殊健診受診者の客観的な曝露に関する情報として加わることが望ましいと思われる。

中小事業場の嘱託産業医でも容易に評価可能なデジタル主体の特殊健診個人健康記録媒体を整備する上で、作業環境・作業状況・自覚症状の情報は重要かつ基本的な部分を占めるとと思われる。よって今年度の本研究では、問診票の調査より開始し、データの標準化に繋がる作業を進めた。

## II 問診票標準化の試み

### A. 研究目的

特殊健康診断の一次健診において得られる受診者の種々の個人受診情報から、二次健診の必要性の是非を判断するためのツールを作成するために、問診票の標準化は必要と考えられる。

ここで言及した一次健診において得られる受診者の種々の個人受診情報とは、特殊健康診断で実施すべき項目として挙げられている、①業務の経歴の調査、②作業条件の簡易な調査、③既往歴、自覚症状・他覚症状の調査、④バイオリジカルモニタリング結果等を含んでいる。このうち①～③は必須項目として設定されている。この他に特殊健診受診者の関わる作業環境測定結果の情報も、受診者の健診情報に加えるべきものと思われる。バイオリジカルモニタリングは対象物質により基準値や判定基準も

異なるが、①～③までの項目の情報の入力手順については整理でき、標準化は可能であると考えられる。

### B. 方法

法定の特殊健康診断の法令に記載されている一次健康診断項目のうち、自覚症状及び他覚症状に言及されている項目を調査し、整理すると共に各項目のコード割り付けを考案した。

### C. D. 結果および考察

表 1 に特殊健診項目のコード案、表 2 に作業条件の簡易調査コード案を示す。

作業条件の簡易調査に基づく情報については、1) 対象物質（要因）の使用頻度、2) 作業工程や取扱量などの変更の有無、3) 作業時の局所排気装置の使用の有無、4) 保護具使用に関する保護具の種類と使用頻度、4) 事故や修理などにおける対象曝露の有無、5) 直接曝露の有無、等の情報に集約できる。よって、これらの集約情報には体系的なコード付与が可能である。

表 3 には特定化学物質（特化物）コード表（案）、表 4 には有機溶剤コード（案）を示した。特定化学物質（特化物）は化学安全を目的とし、労働者に健康障害を発生させるまたは発生させる可能性が高い物質として、労働安全衛生法施行令の別表第 3 で定められた化学物質である。特殊健診では、各々の物質ごとに健康診断対象者及び健康診断項目は異なっている。また、特化物は第 1 類から第 3 類まで分類されているが、第 3 類物質のうち、硝酸、硫酸、一酸化炭素については、特定業務従事者健康診断の範疇に入り、別途健診の情報として整理が必要となる。

有機溶剤に関しては、第一種有機溶剤、第二種有機溶剤を使用して、有機則第 1 条第 1 項第 6 号に定める業務に常時従事する労働者が特殊健診の対象となるが、バイオリジカルモニタリング（代謝物測定）が必要な物質もあり、こちらも整理して記録す

べき項目は多岐にわたる。

以上の基本情報を踏まえて、自覚症状を突合して入力していくことになるが、自覚・他覚症状については、各特殊健診により自覚症状として問診すべき項目が挙げられており、整理すると表5のようになり、項目数はその他を含めると83項目である。

特定化学物質では、第一次健診で問診すべき自覚症状の項目は化学物質の種類により異なっている。有機溶剤では22項目（その他症状を含む）、鉛では10項目（その他症状を含む）となっている。

これらの項目は臓器別・系統別に整理可能であり、大別すると12の系統に整理できる。（カッコ内は項目数）1 全身一般(4)、2 メンタル(4)、3 神経・筋骨格系(19)、4 眼科系(7)、5 耳鼻科系(13)、6 呼吸器系(5)、7 循環器系(2)、8 消化器系(9)、9 血液系(1)、10 皮膚科系(11)、11 泌尿器系(5)、12 口腔系(2)、となる。

83の項目はいくつかの系統と重複する所見と考えられるところもあるが、これらの項目をコード化する事により、ア) 特殊健診の種類から問診すべき自覚症状を検索する機能、あるいはイ) 自覚症状からどの特殊健診の項目に該当するかを検索する機能、をもった共通問診票アプリを設計することが可能になると思われる。

さらに、作業条件の簡易調査問診票による作業条件の情報と上記の自覚症状情報との連携は必要と思われる。

また、作業環境測定結果と作業条件簡易調査問診票と自覚症状との連携を図り、さらにはバイオロジカルモニタリング結果と自覚症状との連携を図り、最終的に産業医を含む医師の判断を以て、二次健診の必要性を評価する事が望まれる。

安衛法に規定された問診においては、厚生労働省の資料（これからの健康診断「一般健康診断ハンドブック」労働省労働衛生課編）によれば、「自覚症状および他覚症状の有無の検査について、雇入時および定期健康診断の具体的な項目については、省

令では示されていないが、雇入時健康診断では「当該労働者が就業を予定される業務に応じて必要とする身体特性を把握するための感覚器、呼吸器、消化器、神経系、皮膚および運動機能の検査が含まれ、その検査項目の選定は当該労働者の性、年齢、既往歴、問視診等を通じての所見などもあわせて医師の判断にゆだねられるものである。」との考え方が示されている。また、定期健康診断では、自覚症状の検査について、「最近において受診者本人が自覚する事項を中心に聴取することとし、この際本人の業務に関連が強いと医学的に想定されるものをあわせて行うものとする。」、他覚症状の検査について、「受診者本人の訴えおよび問視診に基づき異常の疑いのある事項を中心として医師の判断により検査項目を選定して行うこと。なお、この際医師が本人の業務に関連が強いと判断した事項をあわせ行うものとする。」との考え方が示されている。こうした意味で自覚症状および他覚症状の有無の検査の具体的な内容については、当該健康診断を行なう医師にゆだねられている。安衛法では問診票の項目について業務に関連が強いと判断した事項を併せて行うことが求められており、特に特殊健診の問診においては、先に述べた、下作業条件の簡易な調査における問診と連ソどうして、例えば「頭痛」という自覚症状があった場合、それが、就業時間に特異的に発現するのか、持続時間はどの程度か、など業務起因性の判断に繋がる情報として記録されることが求められる。

既往歴と現症の記録については、更に情報の整理が必要と思われる。当教室で以前に行った調査では、各健診機関で使用されている健診の問診票について、全国各地の70健診機関より問診票を収集し、64種類の問診票を解析対象とした調査結果では、問診票の既往歴・現病歴の問診項目数は「なし」、「その他」を含み305項目にも及び、「がん」という項目1つを取っても、「悪性腫瘍・腫瘍」、「がん」、「悪性新

生物」など3通りの表記があり、多種多様を呈していた(図2)。その中で頻出問診項目は、「心臓疾患」、「糖尿病」、「高血圧」、「脂質異常症」、「痛風・高尿酸血症」、「貧血」、「呼吸器疾患」、「肝・胆疾患」、「腎疾患」、「脳血管疾患」、「消化器疾患」、「胃・十二指腸疾患」であった。

「糖尿病(56)」、「高血圧(56)」、「脂質異常症(56)」、「痛風・高尿酸血症(56)」、「貧血(55)」は単独の質問項目として8割以上の問診票で問われていた。現症と既往症の記録及び生活習慣関連の問診については、一般健診で記録されたデータと相互に活用して良いと思われる。

生活習慣における問診については、2008年より始まった「特定健康診査・特定保健指導」(以下特定保健指導という)における問診にて、デフォルトの22問診項目を採用している。この22問診項目は、電子的なデータ標準様式が定められており、また、前述の当教室の調査では64問診票中55の問診で採用されており(85.9%)、特に、特殊健診結果に影響を及ぼすと思われる喫煙と飲酒の項目に関してはこの特定保健指導問診項目に含まれており、この情報を特殊健診医におけるデジタルPHRとして流用することは意義のあることと思われる。

産業保健の場における問診とは、安衛法の定期健康診断における問診とは法定の問診項目として、就業状況に見合うだけの健康状態であるかどうかの判断に資する情報であることが肝要と思われ、特に特殊健診では、業務起因性による症状の有無を正確

かつ的確に記録することが肝要と思われる。

## E. 結論

本年度は、特殊健診における電子データによるデジタルな個人健康記録(PHR)を策定するために、特に健診結果の入力に関して、標準問診票に入力されるべき情報項目を整理した。

## F. 研究発表

特記なし

## G. 知的所有権の取得状況

(予定を含む。)

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし

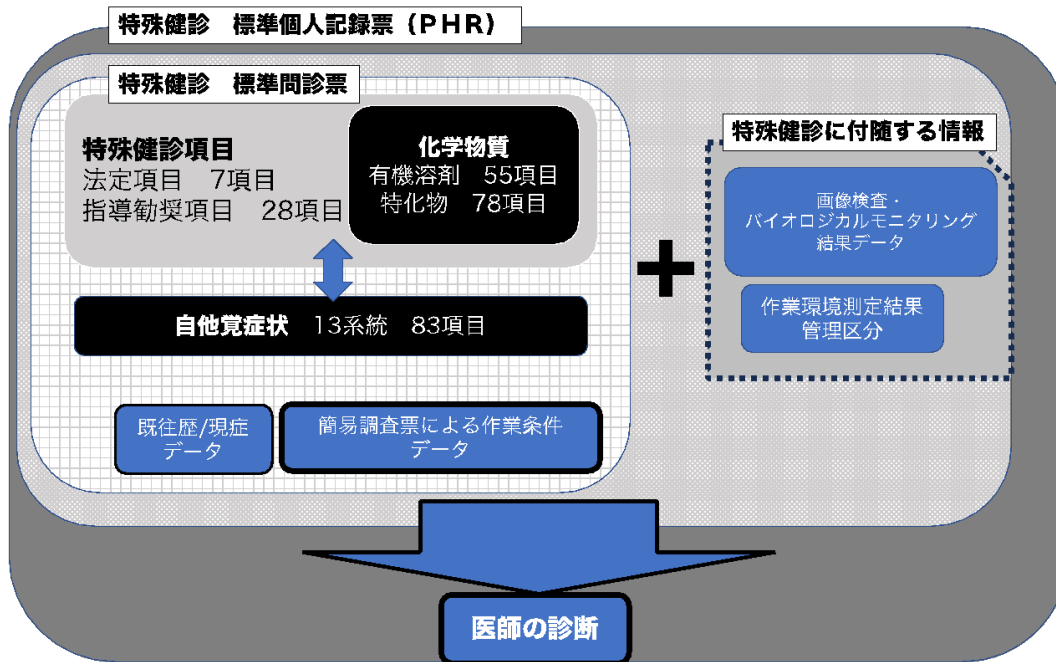


図 1：特殊健診における標準個人記録票（PHR）と標準問診票の概念図

表1：特殊健康診断の項目別コード割り付け案

法定特殊健康診断	
項目コード	項目
法定01	高圧・潜水作業
法定02	放射線・除染業務
法定03	特定化学物質
法定04	鉛
法定05	四アルキル鉛
法定06	有機溶剤
法定07	石棉・じん肺

指導勸奨特殊健康診断		
項目コード	コード	項目
指導01	1	紫外線・赤外線
指導02	2	騒音作業
指導03	4	黄リン取扱い リン化合物ガス
指導04	5	有機リン
指導05	6	亜硫酸ガス
指導06	7	二硫化炭素（有機溶剤業務を除く）
指導07	8	ベンゼン（ニトロ、アミド化合物）
指導08	9	脂肪族塩化又は臭化化合物
指導09	10	砒素またはその化合物（アルシンおよび砒化ガリウムに限る）
指導10	11	フェニル水銀化合物
指導11	12	アルキル水銀化合物
指導12	13	クロルナフタリン
指導13	14	沃素
指導14	15	米杉、ネズコ、リョウブまたはラワン粉じん
指導15	16	超音波溶着機
指導16	17	メチレンジフェニルイソシアネート（MDI）
指導17	20	上肢作業（キーバンチャー）
指導18	21	都市ガス配管工事（CO）
指導19	22	地下駐車場（排気ガス）
指導20	23	振動業務（チェーンソー）
指導21	24	振動業務（チェーンソー以外）
指導22	25	腰痛（重量物取扱い・介護作業）
指導23	26	上肢作業（金銭登録業務）
指導24	27	上肢作業（引金付工具）
指導25	29	情報機器作業
指導26	30	レーザー機器取扱い
指導27		半導体製造工程業務
指導28		上肢・腰痛（学校給食業務）
指導29		石棉取扱い（退職者）

表2：作業条件の簡易調査 コード案

作業条件の簡易調査			
質問番号	質問項目	データ種類	データ内容
#01	該当する化学物質の通常作業における平均的な使用頻度	数値データ	Hrs/day, days/week
#02	作業工程の変更	カテゴリデータ	あり1 なし:2 わからない:3
#03	取扱量	カテゴリデータ	1:増えた 2:減った 3:変わらない 4:わからない
#04	局所排気装置の作業時の使用	カテゴリデータ	1:常時使用 2:時々使用 3:設置無し
#05	保護具の使用	カテゴリデータ	1:常時使用 2:時々使用 3:使用していない
#06	保護具種類	記述データ	記述
#07	事故や修理などの際の大量曝露の有無	カテゴリデータ	あり1 なし:2 わからない:3
#08	直接曝露の有無	カテゴリデータ	あり1 なし:2 わからない:3

表3：特化物コード表（案）

特化物コード (案)

特化物 整理番号	特化物 コード番号	化学物質名
#01	特01	ベンジジン及びその塩
#02	特02	ビス(クロロメチル)エーテル
#03	特03	ペータナフチルアミン
#04	特04	ジクロロベンジジン
#05	特05	アルファナフチルアミン
#06	特06	塩素化ビフェニル等
#07	特07	オルトトリジン
#08	特08	ジアニシジン
#09	特09	ベリリウム
#10	特10	ベンゾトリクロニド
#11	特11	アクリルアミド
#12	特12	アクリルニトリル
#13	特13	アルキル水銀化合物
#14	特14	インジウム化合物
#15	特15	エチルベンゼン
#16	特16	エチレンイミン
#17	特17	塩化ビニル
#18	特18	塩素
#19	特19	オーラミン
#20	特20	オルトトルイジン
#21	特21	オルト-フタロジニトリル
#22	特22	カドニウム又はその化合物
#23	特23	クロム酸 重クロム酸
#24	特24	クロロホルム
#25	特25	クロロメチルメチルエーテル
#26	特26	五酸化バナジウム
#27	特27	コバルト又はその無機化合物
#28	特28	コールタール
#29	特29	酸化プロピレン
#30	特30	三酸化ニアンチモン
#31	特31	シアン化カリウム シアン化水素 シアン化ナトリウム
#32	特32	四塩化炭素
#33	特33	1・4-ジオキサン
#34	特34	1・2-ジクロロエタン
#35	特35	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジ フェニルメタン (MOCA)
#36	特36	1・2-ジクロロプロパン
#37	特37	ジクロロメタン
#38	特38	ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェ イト (DDVP)
#39	特39	1・1-ジメチルヒドラジン
#40	特40	臭化メチル
#41	特41	水銀又はその無機化合物
#42	特42	スチレン
#43	特43	1・1・2・2-テトラクロロエタン
#44	特44	テトラクロロエチレン
#45	特45	トリクロロエチレン
#46	特46	トリレンジイソシアネート
#47	特47	ナフタレン
#48	特48	ニッケル化合物
#49	特49	ニッケルカルボニル
#50	特50	ニトリグリコール
#51	特51	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
#52	特52	パラ-ニトロクロロベンゼン
#53	特53	砒素またはその化合物
#54	特54	弗化水素
#55	特55	ペータ-プロピオラクトン
#56	特56	ベンゼン
#57	特57	ペンタクロルフェノール(PCP)
#58	特58	マゼンタ
#59	特59	マンガンまたはその化合物
#60	特60	メチルイソブチルケトン
#61	特61	沃化メチル
#62	特62	溶接ヒューム
#63	特63	リフラクトリーセラミックファイバー
#64	特64	硫化水素
#65	特65	硫酸ジメチル
#66	特66	4-アミノジフェニル及びその塩
#67	特67	4-ニトロジフェニル及びその塩

表4：有機溶剤コード (案)



有機溶剤コード（案）と必須検査項目等

有機溶剤 登録番号	有機溶剤 コード番号	有機溶剤名	区分	必須検査項目・バイオロジカルモニタリング等
#01	有01	アセトン	第二種	
#02	有02	イソプロピルアルコール	第二種	
#03	有03	イソノロピルアルコール	第二種	
#04	有04	イソペンチルアルコール（イソアミルアルコール）	第二種	
#05	有05	エチルエーテル	第二種	
#06	有06	エチレンジクロールモノエチルエーテル（セロソルブ）	第二種	貧血（Hb,RBC）
#07	有07	エチレンジクロールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）	第二種	貧血（Hb,RBC）
#08	有08	エチレンジクロールモノノルマルブチルエーテル（ブアルセロソルブ）	第二種	貧血（Hb,RBC）
#09	有09	エチレンジクロールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）	第二種	貧血（Hb,RBC）
#10	有10	オルトジクロロベンゼン	第二種	肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
#11	有11	キシレン	第二種	尿中メチル馬尿酸
#12	有12	クレゾール	第二種	肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
#13	有13	クルロベンゼン	第二種	肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
#14	有14		第二種	
#15	有15	酢酸イソブチル	第二種	
#16	有16	酢酸イソプロピル	第二種	
#17	有17	酢酸イソペンチル（酢酸イソアミル）	第二種	
#18	有18	酢酸エチル	第二種	
#19	有19	酢酸ノルマルブチル	第二種	
#20	有20	酢酸ノルマルプロピル	第二種	
#21	有21	酢酸ノルマルペンチル（酢酸ノルマルアミル）	第二種	
#22	有22	酢酸メチル	第二種	
#23	有24	シクロヘキサノール	第二種	
#24	有25	シクロヘキサノン	第二種	
#25	有28	1,2-ジクロロエチレン（二塩化アセチレン）	第一種	肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
#26	有30	N・N-ジメチルホルムアミド	第二種	肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP） 尿中N-メチルホルムアミド
#27				
#28	有34	アトラヒドロフラン	第二種	
#29	有35	1,1,1-トリクロロエタン	第二種	尿中トリクロロ酢酸 または 尿中総三塩化物
#30	有37	トルエン	第二種	尿中馬尿酸
#31	有38	二硫化炭素	第一種	眼底検査
#32	有39	ノルマルヘキシン	第二種	尿中2,5-ヘキシンジオン
#33	有40	1-ブタノール	第二種	
#34	有41	2-ブタノール	第二種	
#35	有44	メチルエチルケトン	第二種	
#36	有45	メチルシクロヘキサノール	第二種	
#37	有46	メチルシクロヘキサノン	第二種	
#38	有47	メチルノルマルブチルケトン	第二種	
#39	有48	ガソリン	第二種	
#40	有49	コールタールノフサ（溶剤ノフサを含む）	第三種	
#41	有50	石油エーテル	第三種	
#42	有51	石油ナフサ	第三種	
#43	有52	石油ベンジン	第三種	
#44	有53	テレピン油	第三種	
#45	有54	ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリットおよびミネラルターベンを含む）	第三種	
#46	有55	混合物（有機溶剤を当該混合物の5%を超えて含有するもの）	「有機溶剤等」に該当する物質	

表5：自他覚症状項目一覧表

自覚症状項目一覧表

symptom #	症状	自覚(自) / 他覚(他)の別	系統コード1	系統コード2	系統コード3
1	体がだるい	s	1	2	10
2	寝れやすい	s	1	2	10
3	寝れない(不眠)	s	1	2	
4	口にしみて乾きがある	s	1		
5	イライラしやすくなった(無快感)	s	2		
6	生口力が低下する	s	2		
7	不寒症がある	s	2		
8	和らさ感がある	s	2		
9	口唇力が低下しえ	s	3		
10	字が書まづらくなった	s	3	4	
11	言葉を話しづらくなった	s	3		
12	喉が痛い	s	3	10	
13	喉が生い	s	3		
14	めまいがする	s	3	6	10
15	けいれんする	s,o	3		
16	手足がしびれる	s	3	4	
17	手が震える(振動)	s,o	3		
18	手指の紅腫(浮腫)	s	3	4	
19	手足の感覚が悪い	s	3	4	
20	力が入りにくい(筋力減退)	s	3	4	
21	関節が痛い	s	4	3	
22	筋力が弱い	s	4	3	
23	手足が痛い	s	4	3	
24	手指が痛い	s	4	3	
25	肩関節・アキレス腱反肘異常	c	4	3	
26	よく肘がこつく	s,o	4	3	10
27	歯が欠けた	s,o	4	3	
28	目の刺激感(点)	c	5		
29	眼が充血する	s,o	5		
30	涙が生じる	s,o	5		
31	目をよぶしさを覚える	s	5		
32	眼が痛い	s	5		
33	眼がかすむ	s	5		
34	ものが見えづらくなった(視力低下)	s	5		
35	二重目がする	s	6		
36	皮膚刺激感(点)	s,o	6		
37	皮膚のどがイガイガする	s	6		
38	鼻血が止まる	s,o	6		
39	鼻血が出る	s,o	6		
40	鼻血が止まる	s	6		
41	副鼻腔炎・鼻ポリープ	s,o	6		
42	鼻口腔炎	c	6		
43	鼻水、味が感じにくい	s	6	3	
44	口内に炎症がある	s,o	6	13	
45	舌の苔色	s,o	6	13	
46	舌がかわる	s,o	6	3	
47	のどが痛い	s	6		
48	口が痛い、息切れがある	s	7	8	10
49	呼吸器の異常(点)	s,o	7		
50	上気道の充血(点)	s,o	7		
51	痰が出る	s,o	7		
52	たんが止まる	s,o	7		
53	胸が痛い	s	8	9	6
54	胸が苦しい(心臓方面)	s	8		
55	食慾がわかない(食欲不振)	s	9	1	2
56	急に痩せてきた(体重減少)	s	9	1	
57	よだれが止まらない	s,o	9	6	
58	上部頸動脈(心臓・気管・上部頸動脈)	s	9	8	2
59	胃がつかえる(悪心)	s	9		
60	吐き気がする、吐く(嘔吐)	s	9		
61	腹痛、下痢を繰り返す	s	9		
62	消化管が痛む、便が臭い	s,o	9		
63	便秘	s	9		
64	血がにまりにくい	s,o	10		
65	リンパ節が腫れる	s,o	11	1	
66	皮膚刺激感(点)	c	11		
67	皮膚炎がある	s,o	11		
68	皮膚がひびく(点)	s	11		
69	皮膚がかゆい(皮膚敏感)	s	11		
70	皮膚が赤くなる	s,o	11		
71	顔面蒼白・アアノーザ	s,o	11	10	
72	皮膚が赤い(赤痢)	s,o	11	9	
73	下痢皮膚の硬化	s,o	11		
74	皮膚・色素沈着	s,o	11		
75	汗が異常に出る	s,o	11	3	2
76	口の苔色	s,o	12		
77	涙が生じない、少ない	s	12		
78	血尿が出る	s,o	12		
79	尿の回数、量が多い	s	12		
80	尿に血が混ざりがある	s	12		
81	尿色異常(色素沈着・変色)	s,o	13		
82	尿の臭化	s,o	13		
89	その他	s,o	89		

症状系統コード表

系統コード番号	系統名
1	全身一般
2	メンタル系
3	神経系
4	動脈系
5	眼系
6	耳・眼・鼻系
7	呼吸器系
8	循環器系
9	消化器系
10	泌尿系
11	皮膚科系
12	泌尿科系
13	口腔科系

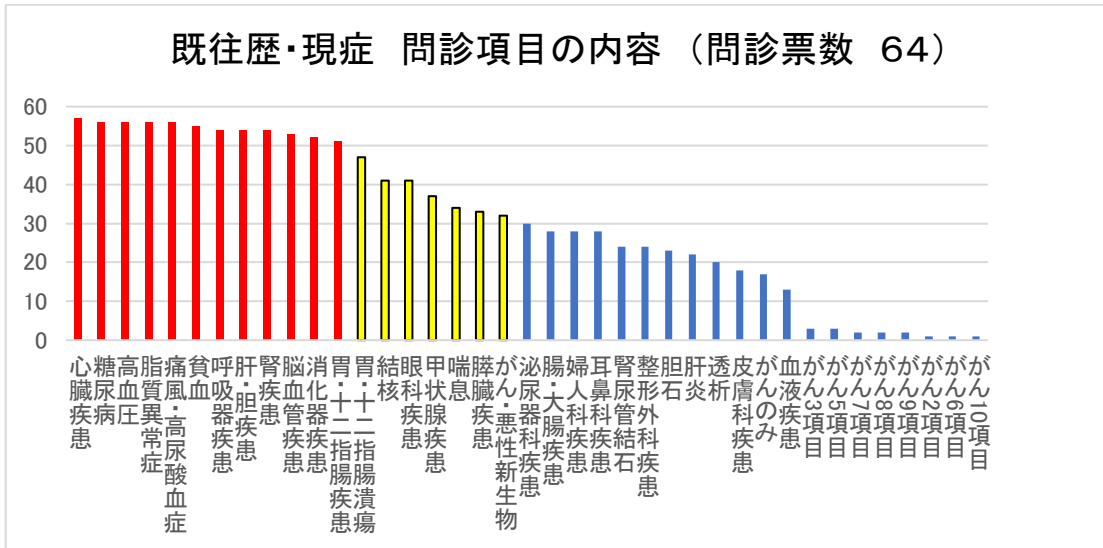


図2：既往症・現症 問診項目の内容（当教室調べ、縦軸は問診票件数： 「健康開発」第22巻1号より引用）